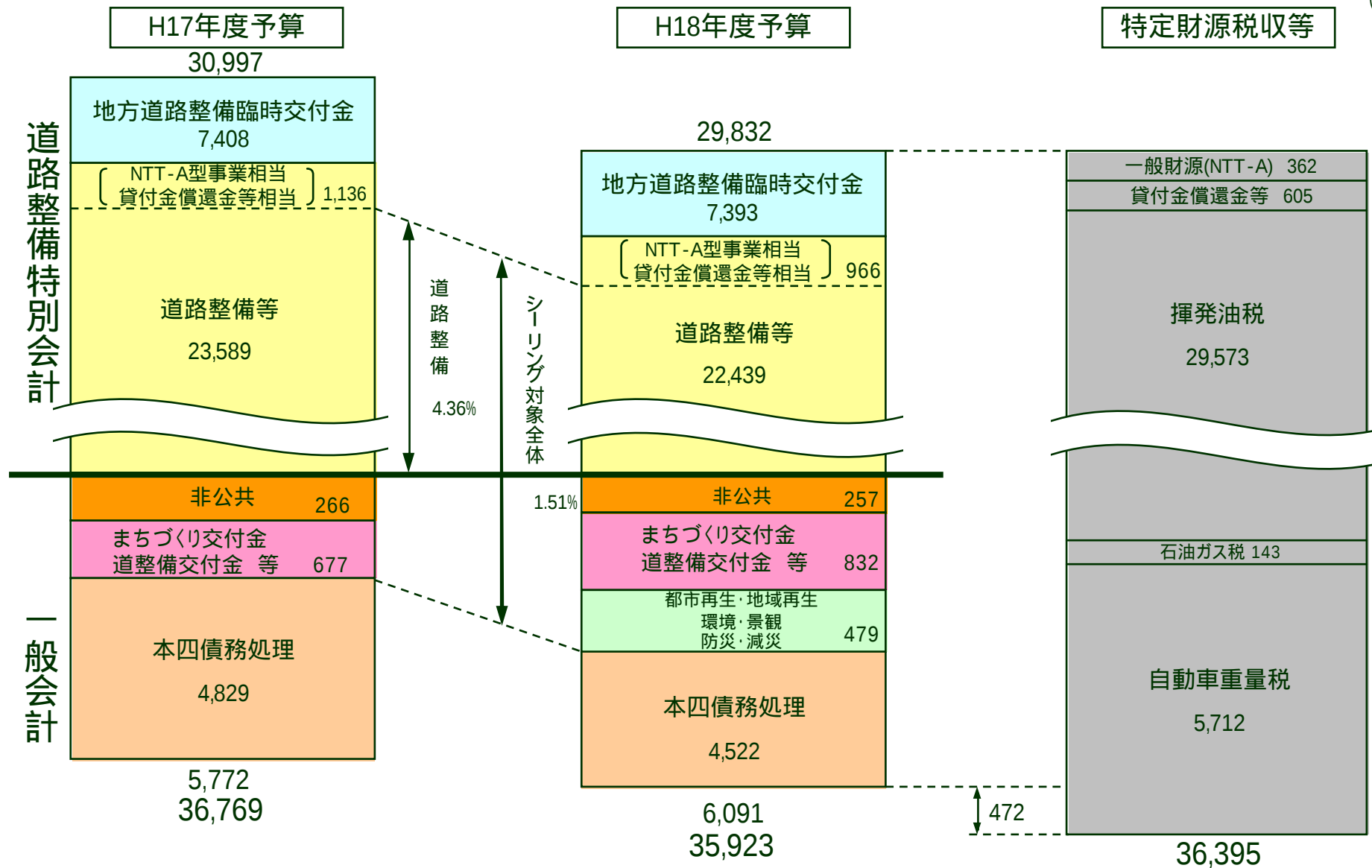


平成18年度予算及び 道路特定財源について

平成18年6月1日
国土交通省道路局

平成18年度道路関係予算

(単位: 億円)



- <注> 1. 道路整備等には、道路整備及び道路環境整備を計上。
 2. 河川等関連公共施設整備促進事業を含む。
 3. 四捨五入の関係で、各計数の和が合計と一致しないところがある。

現行の暫定税率を設定した平成15年度から平成17年度までに、補正予算における災害復旧など一般財源で行った道路整備があり、平成18年度は自動車重量税のうち472億円で、その一部を事後的に調整。



(参考)道路特定財源の見直しに関する基本方針

道路特定財源の見直しに関する基本方針（平成17年12月9日政府・与党）

道路特定財源は、長年にわたり、立ち遅れた我が国の道路の整備状況に鑑み、自動車利用者の負担により、緊急かつ計画的に道路を整備するための財源としての使命を担ってきた。

しかしながら、その後、道路の整備水準の向上する中、近年の公共投資全体の抑制などを背景とする道路歳出の抑制等により、平成19年度には特定財源税収が歳出を大幅に上回ることが見込まれるに至っている。このため、現時点において、改めて、今後、真に必要な道路整備のあり方について見極めるとともに、特定財源のあり方について、納税者の理解を得て、抜本的な見直しを行うことが喫緊の課題となっている。

その際、現下の危機的な財政事情に鑑みれば、見直しによって国の財政の悪化を招かないよう十分に配慮し、また、特定財源の用途のあり方について、納税者の理解の得られるよう、以下を基本方針として見直す。

1. 道路整備に対するニーズを踏まえ、その必要性を具体的に見極めつつ、真に必要な道路は計画的に整備を進める。その際、道路歳出は財源に関わらず厳格な事業評価や徹底したコスト縮減を行い、引き続き、重点化、効率化を図る。

2. 厳しい財政事情の下、環境面への影響にも配慮し、暫定税率による上乗せ分を含め、現行の税率水準を維持する。

3. 特定財源制度については、一般財源化を図ることを前提とし、来年の歳出・歳入一体改革の議論の中で、納税者に対して十分な説明を行い、その理解を得つつ、具体案を得る。



(参考) 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(抄)

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(抄)

(道路整備特別会計等の見直し)

第二十条 略

2 略

3 特定の税の収入額(これに相当する額を含む。以下この項において同じ。)の全部又は一部を道路に関する費用の財源に充てる制度(以下この項において「特定財源制度」という。)については、国の財政状況の悪化をもたらさないよう十分に配慮しつつ、特定財源制度に係る税の収入額の使途の在り方について、納税者の理解を得られるよう、次の基本方針により、見直しを行うものとする。

一 道路の整備は、これに対する需要を踏まえ、その必要性を見極めつつ、計画的に進めるものとする。
この場合において、道路の整備に係る歳出については、一層の重点化及び効率化を図るものとする。

二 特定財源制度に係る税については、厳しい財政状況にかんがみ、及び環境への影響に配慮し、平成十七年十二月における税率の水準を維持するものとする。

三 特定財源制度に係る税の収入額については、一般財源化を図ることを前提とし、平成十九年度以降の歳出及び歳入の在り方に関する検討と併せて、納税者の理解を得つつ、具体的な改正の案を作成するものとする。

4 略